

高等学校潜水技術検定 実施規則

第1条 高等学校潜水技術検定の目的

潜水技術者として必要な潜水に関する知識と技術の習得を検定し、もって生徒の目的意識の高揚を図るとともに将来の豊かな職業生活に資すること、および生徒の潜水技術向上のための援助活動ができることを目的とする。

(検定の種類と内容等)

第2条 検定の種類は次のとおりとする。

- | | | |
|------------------------------|---------|-----------------|
| (1) 三級 (学科ワークブック, 実技チェックリスト) | 検定証Cカード | Basic Diver |
| (2) 二級 (筆記試験, 実技試験) | | Openwater Diver |
| (3) 一級 (筆記試験, 実技試験) | | Advanced Diver |
| (4) 上級 (筆記試験, 実技試験) | | Rescue Diver |

2 受検対象者は、高等学校在学中の生徒および在職中の教職員とする。

3 受検者は、上級及び一級を受検する場合には、一級及び二級に合格していること。ただし、民間団体のアドバンス及びオープンウォーターに相当する「Cカード」所有の場合には、一級及び二級に合格していると見なす。

(実技試験受検者の条件)

第3条 実技試験受検者は、潜水という特殊条件から考えられる危険防止のために、各級において必要な実技を終了している証明書を学校検定委員会に提出しなければならない。

2 前項に定める証明書とは、潜水実技実施証明書(様式5)(高等学校潜水技術検定実技チェックリスト及び次の各号について記入のしてあるログブックをもとに、まとめて記入したもの)若しくはこれらに代わる証明書とする。

- (1) 二級実技試験受検者は、スキューバダイビング3回以上、スクーバダイビング7回以上を行っていること。このうち海洋実技を、2回以上行っていること。
- (2) 一級実技試験受検者は二級検定合格後、海洋実技を7回以上行っていること。
- (3) 上級実技試験受検者は一級検定合格後、海洋実技を15回以上行っていること。

(検定実施の手続き)

第4条 検定の実施を希望する関係高等学校は、書面をもって潜水部会事務局まで申請する。

2 潜水部会事務局より、検定実施規則及び検定実施要項を関係高等学校に配布する。

3 検定を実施する高等学校は、第3条第1項に定める証明書を、学校検定委員会に提出し、記載事項に不備がないことの確認を受ける。確認後、願書(様式1、2)を学校検定委員会に提出する。

(受検料)

第5条 受検料は、一・二級・上級ともに、筆記試験は2,000円、実技試験は4,000円とし、実技試験受検者は、筆記試験に合格した者が対象になる。

なお、筆記試験合格者の有効期間は次回1回に限り有効とし、実技試験については、その都度受検料を支払わなければならない。

いったん納入された受検料は返却しない。

2 三級の受検料は3,000円とする。

(検定試験の時間)

第6条 検定試験の時間は、筆記試験では、各級とも1時間とする。

2 実技試験では、二級については3時間、一級については4時間、上級については5時間程度とする。ただし、状況に応じ短縮あるいは延長することがある。

3 三級については、実技チェックリストの内容を実施できる時間を確保する。

(実施時期)

第7条 検定試験は(7~8月及び11~12月)の年2回実施するものとし、あらかじめ公示する。

2 筆記試験の実施期日は、潜水部会長が定めた期日内において、当該高等学校において学校検定委員長が定める。

3 実技試験の実施期日は、潜水部会長が定めた期日内において、気象・海象等を考慮のうえ当該高等学校において、学校検定委員長が定める。

(検定試験実施会場)

- 第8条 実施会場は、原則として学校検定委員会を置く高等学校とする(北海道、東北、北陸、関東、東海、近畿、中国、四国、九州の各地区)。
ただし、学校検定委員会がない学校で試験を実施する場合には、潜水部会長の承認を得て、他の学校検定委員が学校に出向いて検定試験を行うことができる。
- 2 当該高等学校は検定試験の実施にあたり、学校検定委員会の指示のもとに、実施場所、監督、機材の操作等を適正に行う。
 - 3 筆記試験と実技試験は、同一校で行う。

(検定試験会場の選択)

- 第9条 受検者は、自由に検定試験会場を選択することができる。ただし、いったん選択した試験会場を変更するときは、潜水部会長の許可を要する。

(検定試験問題の配布及び保管)

- 第10条 事務局は、検定試験問題及び標準解答を、検定試験開始日までに検定を申請した学校検定委員の所属する学校へ送付する。
- 2 学校検定委員会は検定試験問題を受検者数分作成し厳重に保管しなければならない。

(検定の実施)

- 第11条 学校検定委員長は、検定を厳正かつ公正に実施しなければならない。

(採点及び報告)

- 第12条 学校検定委員会は試験終了後採点処理を行い、学校検定委員長は結果及び必要事項を所定の報告書に記入のうえ、潜水部会長に報告する。

(合格基準)

- 第13条 次の(1)、(2)を共に満たした者を合格とする。
- (1) 筆記試験は正答率70%以上を原則とし、潜水部会が試験ごとに定める基準を満足する者。
 - (2) 実技試験は「高等学校潜水技術検定審査基準」の中の実技試験の内容を満足する者。

(合格の判定及び通知)

- 第14条 潜水部会は学校検定委員長からの報告内容について審査し、可否の審査結果を潜水部会長に具申する。潜水部会長はこれをもとに可否を決定する。
- 2 潜水部会長は検定試験の結果を、全国水産高等学校長協会理事長(以下「校長協会理事長」と称する。)に報告するとともに、すみやかに学校検定委員長に可否の通知をする。

(合格者の登録)

- 第15条 潜水部会は、合格者について、その氏名、生年月日、合格の等級、その他必要事項を記載した登録簿を保管する。

(検定合格証の交付)

- 第16条 検定合格証は三級、二級、一級、上級の4種類とし、校長協会理事長が交付する。
- 2 検定合格証を損傷若しくは紛失した者は潜水部会長に再交付を申請することができる。
 - 3 潜水部会長は、検定合格証再交付の申請があったときは、校長協会理事長にその旨を連絡し、理事長が再交付を行う。
 - 4 再交付の手数料は1,000円とする。

(その他)

- 第17条 校長協会の都合で検定試験の期日、検定試験会場などを変更した場合は遅滞なく関係受検者に報告する。
- 2 検定に関する疑義は潜水部会に報告するものとする。潜水部会は問題点について協議し回答する。
 - 3 この実施規則は、校長協会理事会の承認を経なければ変更することはできない。
 - 4 この実施規則は、平成19年6月9日より実施する。
 - 5 平成21年5月25日一部改正。

追記 検定試験問題及び標準解答の送付は潜水部会ブログからダウンロードするためのアクセスキーをFAXにて行う。また、潜水部会への様式の提出および報告は電子データで行う。これらは平成23年5月より開始する。平成29年6月より、潜水部会ホームページに移行する。